

「インフラ整備・維持管理における技術者資格の活用について」講演記録（案）

開催日：2015年7月15日（水） 14：00～14：45

開催場所：幕張メッセ コンベンションホール

講演者：国土交通省 大臣官房技術調査課 森戸義貴建設技術調整官

司会：JCI 芳村副会長

参加者：約 150 名

講演内容 パワーポイントを使用して以下の内容について説明があった。（数字はパワーポイントの頁）

1. 民間資格の登録制度確立までの国交省の取り組みについて。
2. 今後の社会資本の維持管理・更新の在り方について。
 - 第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策（抜粋）。
 - 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組。
 - （7）施設の点検・診断・評価・設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立・活用を図る。
3. 民間資格活用あるいは新たに必要な資格について検討を行う。加えて例えばこれら資格を公的に評価する機関を設置し、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とその活用の在り方について検討する。
4. 社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の適用について、速やかに講ずるべき課題の内容。

今後の検討課題について

 - 1) 資格制度を取り巻く現状と課題
 - 2) 目指すべき資格制度
 - 3) 資格制度の対象とする施設等
 - 4) 民間資格の登録
 - 5) 民間資格の登録評価等
 - 6) 今後のさらなる検討に向けて（今回の検討対象以外の施設分野、業務分野への対策。施設・業務の分野の横断的な資格への拡充。分野間の連携・統制）
5. 社会資本整備審議会 技術部会・交通政策審議会技術分科会 技術部会整備審議会。

↓

技術者資格制度小委員会の役割

 1. 資格制度の構築及び拡充の検討
 2. 評価案に対する第三者の評価・意見（毎年度実施）
 3. 登録制度のフォローアップ
6. 国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識。

技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する登録認定を国土交通大臣が告示。

登録規定の枠組み。
7. 登録等の流れ

大臣告示 ⇒ 9項目の登録要件 ⇒ 登録申請
8. 対象技術の技術水準

標準的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、必要となる技術水準を検討の対象とする。

業務発注での活用を念頭に、施設・業務ごとに資格を有することを求める技術者のレベルを明確にする。

資格の類型

標準的な外注業者単位の相当程度の内容をカバーする資格を検討の対象とする。

9. 登録規定（H26. 11. 28）の対象（施設分野—業務—知識・技術を求める者）

10項目 橋梁（鋼） 同（コンクリート）、トンネル・・・

点検、診断、補修設計

10. 登録要件の確認方法（登録規定）

1. 目的
2. 登録の申請、登録の用件等
3. 登録後の諸手続き等
4. 適合勧告、登録の取り消し等

11. 登録資格数 合計50

12. 国土交通省登録技術者資格の位置づけ

- ・1月26日に登録された資格。
- ・要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録。
- ・登録されない資格について活用を直ちに妨げる趣旨でないこと。

13. 新設の調査及び設計等の分野の資格制度の構築の必要性

14. 民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

○施設等の対象：国交省所管の社会資本分野

○業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等に計画、調査、設計等を加える（測量除く）。

15. メンテナンス分野での検討項目に追加すべき視点

16. 現在検討中の事項

- ①検討対象
- ②必要な知識及び技術
- ③確認すべき資格付与試験等の要件

質問時間

Q1. 質問者：JCD 小野副会長

診断とは劣化診断か、構造診断か、それとも両者なのか。診断の定義を教えてください。

例えば、施設分野「橋梁（コンクリート橋）」の「診断」の業務では、「健全性の診断」を確実に履行するために必要な知識及び技術が必要とされている。また「道路橋の定期点検要領」における、「健全性の診断」の定義は、「点検または調査結果により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じて分類すること」となっています。

A1. ディテイルは説明できない。今日は資料を一切持たずに来た。公式的な回答としては、11月28日に示した申請書作成手引き資料の定義以外説明することはない。要領では分野毎に説明している。

説明するとなると全部説明しなければならない。

判定区分に応じて診断の定義を行う。質問については手引き以外には答えていない。

点検とは事実を把握すること。診断については回答なし。

Q2. 質問者：JCD 理事、福井コンクリート診断士会石川会長

コンクリート診断士は、特定の施設分野を対象とするわけではなく、劣化の診断という観点も念頭に、“コンクリート構造物全般”を対象とする資格である。維持管理においては、コンクリート構造物や鋼構造物というように、主要材料ごとの区分で、劣化の機構に精通した専門技術者を配置して対応するののも一つの考えである。今回の技術資格登録では、主要材料ごとではなく、施設分野ごとに技術者資格の登録が行われているが、施設分野ごとの登録区分になった経緯について示してほしい。また、今後、主要材料ごとの登録区分を設ける可能性はないのか。

A2：国土交通省の発注形態は、橋梁、トンネル等施設別に発注しているので、その発注形態に適合する分類をして認定した。横断的に認定をしてもらいたいのなら、それぞれの施設別に申請して認定、登録してもらえない。申請書で要件を満たしていれば認定・登録できる。ただし複数施設を横断的に対象とする発注にも対応することも、今後の検討材料であるが、現在はそこまで至っていない。横断的施設への材料種類ごとの対応について今後の可能性として問われれば、イエスと答える。

(あると答えられたが、考えている内容は異なるような印象を受けた。)

要望3. 発言者：KSK 小林茂敏様

国交省の今回の認定は施設別となっておるが、コンクリート診断士は建築、ダム、橋梁等共通のコンクリート構造物に対する点検、診断を対象としている。

なぜ今回の国土交通省の資格認定では橋梁（コンクリート）の点検しか認定を受けられなかったかを JCI として説明してほしい。

A：国土交通省：今回の申請に対して個別には一切公表していない。申請書類に対し公正に評価した結果で認定資格を決定した。認定されたか否かは申請書類のみで評価している。橋梁（コンクリート）の点検しか認定されなかった理由は JCI へ説明している。

A：JCI 芳村副会長：JCI のコンクリート診断士という資格は、施設別の点検・診断について対象としているのではなく、建築も含めたコンクリートを材料とした構造物を横断的に対象としている資格であるので、国交省の資格認定分類とは異なるため、今回のような結果となった。

以上